

徳島地方・家庭裁判所委員会（第14回）議事概要

1 開催日時

日時 平成24年2月29日（水）午後2時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（各50音順）

(1) 地裁委員

石川榮作委員，齋木稔久委員，榊勇委員，清水節委員[委員長]，高田憲一委員，
中川善雄委員，久永通生委員，米田豊彦委員

(2) 家裁委員

枝川哲委員，喜多操子委員（，清水節委員[委員長]）（，中川善雄委員），古本
奈奈代委員，宮本雅司委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長選任

(5) テーマ「市民にとって利用しやすい裁判所」についての意見交換

①裁判所における民間活力（調停委員，司法委員等）の活用

②仮庁舎及び新庁舎の概要等

下記5のとおり

(6) 次回開催期日，テーマ等

おって決定

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換について（○：委員，□：説明者）

要旨

(1) 裁判所における民間活力（調停委員，司法委員等）の活用

□： テーマにつき説明

○： 裁判官だけで判断するとなると，どうしても要件事実に焦点が当たってしまいい、紛争に至った経緯や背景事情が軽視されがちで，当事者サイドとしては納得のいかない時もある。この点，調停では，調停委員にお互いの言い分を懇切丁寧に聞いてもらって，紛争に応じた解決案を考えてもらえるので，結果についても当事者の納得が得られる。これはやはり調停委員の献身的な姿勢や努力に負うところが大きいと感じている。ただ，相手方の言い分を聞いてもらっている間の待ち時間が長いというのが短所である。

○： 私も調停は待ち時間が長いと感じている。ただ，調停委員に中に入っても

らえればスムーズに解決することは多い。特に徳島の女性の調停委員はすばらしい。熱心に話を聞いていただいて、解決策を考えていただいている。男性の調停委員はどっしりと構えておられるが、女性の調停委員に比べると見劣りしてしまう。

- ： 待ち時間はどうしても長くなってしまいます。第1回の調停期日では片一方の意見を聞くのに30分から1時間ぐらいかかってしまいます。双方が同席して行う同席調停も無いわけではないが、相手方当事者が同席しては感情的になったり、言いたいことも言えないという場合が多いので、調停の進め方としては別々に聞くことになる。
- ： 相手方の話を1時間聞いて、こちらの話は10分しか聞いてくれないということがあれば、我々代理人はともかく、初めて裁判所に来た当事者本人にしてみれば裁判所がえこひいきしているように感じる。
- ： 先ほど見せてもらったイラストでは双方が同席していたが、あれは双方の意見を個別に聞いた後で話がまとまった時に改めて同席しているということか。
- ： そうである。あのイラストは調停成立の場面を想定している。場面的には片方のみから聞いている時間が長い。外国では同席調停も盛んに行われているが、日本では先に述べた理由であまり行われていない。
- ： 例えばDV事件では相手方から危害を加えられるという危険があるので、そういう事件では別々に話を聞かないといけないと思うが、徳島ではそのような例はあるのか。
- ： 調停は、できるだけ早く進めるという観点と、交互に話を聞くことによる時間的ロスを少なくするという観点の両方の調整が必要になってくる。同じ日でも申立人の出頭時刻より30分後にずらして相手方を呼び出して、待ち時間を少しでも短くしている。ただし、一方から聞いたことを片方に伝えて、片方の返答を聞くのを次の機会にしてしまうと次回期日までの間隔が空いてしまうので、どうしてもその場で待っていただいて返答を聞くことになる。DV事件では、申立人にとって相手方と同席することはもちろん、同じ庁舎内に相手方がいるというだけで怯えてしまう方もいるので、このようなケースでは同じ日には呼び出さず、別々の日に呼び出して話を聞くようにしている。ただし、これもケースバイケースではあるが。
- ： ちなみに、DV事件とは一方から暴力を振るわれたりつきまとわれたりしているという申立てによって裁判所が保護命令を発するかどうかという事件なので、調停委員が中に入る性質のものではなく、裁判官が双方の言い分を聞いて審判するという手続であり、調停とは異なる。
- ： 調停はその日に結論は出るのか。
- ： 初回の期日で結論が出るのは少なく、2回目または3回目で結論が出るのが一般的だと思う。

- ： 労働審判はいい制度であると思う。使用者側と労働者側の各労働審判員が関与することで、双方から言い分を聞いて、常識的なあつせんがなされているように思う。片方の労働審判員だけだと、どうしても一方の言い分を過大に聞きすぎてしまうと思う。
- ： 労働審判は原則として3回の期日で終わらせるという手続で、徳島では年間10件前後あるが、殆どが調停で終わっている。審判に対して異議を出せば訴訟に移行するので、訴訟手続が後に控えているという意味では利用する方も安心して利用していると思う。
- ： 訴訟までいかずに解決するケースが多いのではないか。
- ： 順序としては、まず話し合いによる解決を勧めて、それが駄目であれば労働審判委員会としての結論として審判をする、そして審判に異議があれば訴訟に移行するという流れになる。調停で終わるケースや審判をしてから異議が出ないケースを併せると全体の7割から8割を占めると思う。
- ： 使用者側の労働審判員は会社側に、労働者側の労働審判員は従業員側に厳しく意見を言っているような感じである。
- ： 公務員は公務員法によって労働審判制度の対象とならず、不服申立がある場合は労働者は組合に訴えていくという流れになるが、最近その流れが増えている。現状として、労働審判事件の数は増えているのか。
- ： 全体的には増えている。紛争の内容においても、解雇等のパターン以外にも例えばパワハラ等の紛争についても労働審判手続に持ち込まれるようになってきている。
- ： 労働審判手続が始まった平成18年が全国で877件、平成20年が2052件、平成22年が3375件というふうに年々増えてきている。
- ： 労使双方に労働審判員を選任し、期日も3回で終わらせるというのが利用者にとって利便性があるのだと思う。幸か不幸か、徳島ではそれほど件数は伸びていないが。
- ： 調停委員等の民間活力については知識として知ってはいたが、実情を聞いてその活用状況がよくわかった。ただ、裁判員裁判に比べるとPR不足なのではないかと思う。
- ： 民事調停は大正時代から、家事調停にしても戦後直ぐから始まっているが、歴史の割にはあまり華々しく映ってないかもしれない。
- ： 参与員と司法委員の活用場面を詳しく教えていただきたい。
- ： 司法委員は簡裁の訴訟手続に利用される。具体的には、多重債務者の事件、例えば債務があることは争いが無く、返済方法をどのようにするかという場面で、法廷から離れて別室で司法委員と当事者の間で利息の引き直し計算をして返済額を詰めたりすることが多い。弁護士が代理人としてついていない事件に多く利用している。
- ： 交通事故の事件にも利用しているのでは。

□： 交通事故による損害賠償は少額訴訟が多い。少額訴訟では司法委員をよく活用している。少額訴訟では訴訟前の事前準備の段階においても司法委員に関与してもらっている。形態としては、司法委員は当事者から見える場面で活躍してもらっていると言える。

一方、参与員は家事審判に関与しているが、例えば、名の変更の事件では変更が認められる基準が法律に規定されておらず、社会一般の常識に基づいて判断することになるので、参与員が審判前に申立書を一人で精読して検討し、申立人から事情を聞いたうえで、審判官に対し、参与員として名の変更を許すかどうかについての率直な意見を述べていただく。形態としては、当事者から見えない場面で活躍することがある。また、遺産分割の事件でも活用しており、分割の方法や遺産の評価について不動産鑑定士の参与員に関与してもらって、専門家による評価を経て遺産の額を確定し、分割の仕方等について審判官と協議したりしている。さらに、離婚訴訟等の人事訴訟でも活用している。

○： 調停委員の中には司法委員や参与員を兼ねている方もいるのか。

□： 中には兼ねている人もいる。例えば遺産分割事件は家事審判法では乙類と言われているが、いわゆる乙類事件は手続として調停も審判もできるので、調停委員が調停に関与した後に審判に移行した場合には、その調停委員が参与員を兼ねていれば引き続き両方に関わることができるというメリットがある。実際にも遺産分割に詳しい調停委員が参与員にも任命されていることが多い。

□： 事件が多い場合等においては書記官や家裁調査官の仕事の一部を参与員が代行する、例えば申立の実情や背景事情について参与員一人で当事者から話を聞いてもらうなどしていただいております、裁判所としては非常に助かっている。

○： 本日説明していただいた調停委員等は全て同じ方法で選任しているのか。

□： それぞれ選任の根拠が異なる。司法委員や参与員は各規則で地裁や家裁が年齢制限をしたうえで定め、いずれも専門知識のある方を一般社会から発掘して選任している。団体に推薦依頼をすることもあり、自薦によることもある。公募はしていない。

専門委員は最高裁が選任して、各裁判所に専門委員名簿として専門委員の勤務する場所を定めている。当庁には建築の専門委員が4名いるが、仮にIT関係の事件が係属してITの専門家の知見が必要になれば、徳島以外の裁判所の専門委員名簿の中から最高裁が選任し、当該事件の担当裁判官が専門委員として指定することになる。簡単に言えば、専門委員を利用する事件が係属した時にその事件に必要な専門委員を選任しているということになる。

労働審判員は最高裁で選任しているが、具体的には、労働者側と使用者側双方から推薦を受けて、最高裁で各地裁での必要人数を考慮して選任して割

り当てている。事件の増加に伴い、労働審判員の数も増やしている。

○： 任期2年となっているが、仮にトラブルを起こしたりしたら任期満了を待たずにやめさせられるのか。大学では生徒とトラブルを起こした非常勤講師はやめさせることもあるが。

□： 一度任命したら、特に支障の無い限り2年毎に再任させてもらっているの
で、仮にトラブルを起こしたとしても任期中にやめさせることは難しいが、
満了時に再任しないということはある。

調停委員は家庭の主婦の方に手を挙げてもらって任命することもあるし、
参与員や司法委員は調停委員として経験が豊富な方を選任することもある。
発掘の方法は人を介して行うこともあり、直接裁判所からお願いすること
もあり、推薦依頼をして選任する方法もある。専門委員は、例えばIT関係で
は情報通信学会に推薦依頼をかけて選任することがある。

○： 調停委員が40歳から70歳までとされているのに、労働審判員は68歳
までとされている根拠は何か。

□： 労働審判員規則で定められているのみである。「68歳」という年齢設定
の理由はわからない。

司法委員や参与員は年齢制限がなく、各庁で定めている。当庁を初め多く
の庁では75歳とされている。

○： それぞれの報酬は異なるのか。

□： 民事・家事調停委員は同じであるが、専門委員と労働審判員は基準が異な
る。

□： 時間で支払うことになる。毎月、固定の報酬というものはない。事件に來
ていただいた時に支払うもので、それぞれ基準が異なる。

○： 例えば調停の事件数はどれくらいあるのか。

□： 平成22年であれば、徳島の民事調停事件数は381件、家事調停事件は
965件あった。

○： 民事調停であれば、142人の調停委員が381件に関わったということ
か。

□： 1件につき2名の調停委員が関わることになる。1人あたりの件数はまち
まちである。弁護士等の専門家調停委員の方は年間に1、2件ぐらいしか入
っていないということもある。

□： 家庭内紛争等の一般的な事件は民間の調停委員に入ってもらうことが多く、
難しい遺産分割等については弁護士の調停委員にお願いすることが多い。

○： 今回初めて出席させてもらって、裁判所の説明や委員の方々の意見を興味
深く聞かせていただいた。今後自分も勉強していこうと思う。

○： 調停委員等の職種について説明があったが、現職と退職された方の割合は
どうなのか。また、裁判員のように守秘義務はあるのか。

□： 先ほどの説明の中に職種として紹介した中にはOBの方も含まれている。

現職の方はご多忙でなかなか裁判所に来てもらえず、公務員は兼業に当たるので、第一線を退いた後に任命させてもらっている。

守秘義務については、専門委員についてはよく分からないが、調停委員については非常勤の国家公務員の扱いとなり国家公務員法の適用があるので、立ち会った事件で知り得た事項については守秘義務がある。外部に漏らしてしまうと信用失墜行為に当たり、再任されないこともある。

(2) 仮庁舎及び新庁舎の概要等

- ： テーマにつき説明
- ： 入札はこれからか。
- ： 現在、仮庁舎の入札手続中である。新庁舎については、ゾーニングや平面図が固まれば、設計についての入札や、工事そのものの入札を別途行っていく予定である。
- ： その費用はどのくらいかかるのか。
- ： 仮庁舎も含めて、約40億円である。
- ： 耐震性の点を考慮しているのは理解できるが、津波対策についてはどのように考えているのか。県が先に発表したところによれば、沖ノ洲のマリンピアで4メートル、NHK徳島放送局あたりでも50センチから1メートルぐらいの津波が来ると予想されている。そうなると、徳島放送局の地下駐車場に自家発電用のタンクを置いているが、これが水没してしまうと放送できなくなるので、浸水への対策を検討しているところである。先ほど見せてもらった階割りによると、地下に設備等が予定されているが、裁判所においては浸水対策については何か考えているのか。
- ： 震災対策は念頭において考えている。例えば、設備等についてはどうしても地下に置くことになってしまうが、備蓄品について3階以上に置くことを検討している。自家発電機についても、現在平面プランを検討している最中なので、どこに置くかについてはまだ決まっていない。
- ： 我が社でも受変電設備が地下にあるので、浸水を考えると好ましくないということで、その対策を考えているところである。新庁舎では受変電設備についても地下に置く予定なのか。
- ： 受変電設備についても、現在最高裁で平面プランを検討している最中なので、どこに置くかはまだ決まっていない。
- ： 我が社でも受変電設備を2階とかに移動させるとなると莫大な費用がかかってしまう。東南海地震に備えるというのであれば、設計の段階で上の階に予定しておいた方が二重の経費がかからないで済むと思う。
- ： 1階から地下への階段から浸水してくるとどうしようもなくなってしまうので、そのあたりの対策を考えてみてはどうか。外からの浸水を防ぐためにシャッターで完全に遮断してしまうとか、是非やった方がいい。

- ： こちらから最高裁にもその旨を要望として伝えていきたい。高松の裁判所では高潮対策として、ドライエリアを壁とシャッターで囲んで浸水を防ぐ造りになっているので、高松のようなものが徳島でもできないか検討したい。
- ： 電気系統がやられると何もできなくなるので、検討すべきである。
- ： 貴重な御意見として承っておく。最高裁とも相談していきたい。
- ： うちの大学も昨年3月に耐震改修工事が終わった。その後に東日本大震災が起きたのであるが、1階に資料等を保管する学務係を置いていたのを3階とかに置くべきだったかと東日本大震災の後になって考えてしまうところがある。やはり重要な物は3階以上に置くとかした方がいいと思う。5階以上に津波の際の避難場所として考えてはいないのか。
- ： 平面プランができていないので具体的なことは申し上げられない。詳細は今後詰めていくことになるが、例えば裁判所の命とも言われる事件記録を保管する記録庫についてはなるべく高い階に置くことを要望していきたい。
- ： 財務省に引き継ぐ4025㎡の跡地は、どのように利用されるのか。早咲きの桜はどうなるのか。
- ： 財務省との協議の結果、「現状のまま」引き継ぐことになる。引き継いだ後のことについては財務省が決めることなので現時点ではわからない。ただ、通常は更地にして引き継ぐように言われるところ、今回は「現状のまま」引き継ぐように言われたということである。切るかどうかは財務省の判断になる。
- ： 浸水への対策を考えた場合、地下はどのように利用しているのか。
- ： 殆どの会社では受変電の設備等は地下に置いているので、水が入らないように完全にパッキングしないと地下は利用できないと思う。
- ： 我が社では4階に置いているが、地下のタンクからポンプを使って4階に上げている。浸水するとタンクの圧力が弱いので、燃料が上がらなくなる。
- ： 防災対策については市役所からも話を聞いたりして、防災計画の見直しなどを行っている。平成26年度には市のハザードマップが出来るということも聞いている。
- ： 市役所では変電設備等も地下に置いているが、今から変えるのは出来ない状況になる。現況を踏まえてどのように対策を講じるかということしかない。浸水の予想レベルが高いので、今新たにハザードマップを作り直しているところである。